

京都ジョブパーク事業
中小企業人材確保推進業務 仕様書

1 趣旨

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」の基本方針等に基づき、京都ジョブパークの企業向け支援施策の周知及びマッチング支援並びに人が集まる職場づくり支援等を通じ、京都の中小企業の人材確保を図る。

2 委託業務名

京都ジョブパーク事業 中小企業人材確保推進業務

3 業務内容

上記1の趣旨を実現するため、京都ジョブパークの他コーナー及び中小企業を支える経営支援団体、市町村及び京都府内ハローワークと密接に連携して、京都府と協議の上、以下の事項の業務を行うこと。

なお、業務運営に当たっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務の内容を検証し、必要な改善を図ること。

また、業務の実施に当たっては、コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

(1) 中小企業人材確保・多様な働き方推進センターの企業相談窓口の運営

下記において、人材確保支援を求める企業の相談に対応すること。

また、当該相談対応において、マッチング支援メニューを案内するだけでなく、多様な人材（※1）、移住者、未経験者の積極採用や人を大切にする職場づくりの推進への意欲喚起を実施し、別に委託する「京都府多様な働き方・テレワーク推進センター設置運営業務（以下「テレワーク推進業務」という。）」で配置する社会保険労務士、中小企業診断士などの専門的見地を踏まえ、個々の企業の課題解決に向けた伴走支援を実施し、京都企業の多様な働き方の推進を図ること。

（※1）時短勤務希望者、高齢者、就職氷河期世代、留学生を含む外国人及びその他、京都府が特に認める人材のこと。

ア 業務の実施場所

中小企業人材確保・多様な働き方推進センター（以下「当センター」という。）

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内

イ 業務の実施時間

午前9時～午後7時（土曜日は午前9時～午後5時）

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休みとする。

※ただし、イベント開催時や緊急時等には、業務日の時間外、日曜日、祝日、年末年始に対応を要する場合がある。

※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、開設準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

（2）魅力ある京都企業への訪問等による求人開拓及び事業案内等

主に、製造、医療・福祉、建設、飲食・宿泊業の魅力ある京都企業等に対して、訪問等により人材確保の意欲喚起を実施することにより、新たな求人を開拓すると共に、以下の内容の確認、意欲の喚起等を実施すること。

ア 企業の人材確保に向けた取組状況及び支援ニーズの確認

イ 京都府子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言（以下「行動宣言」という）（※2）及び京都ジョブパーク企業応援団（以下「応援団」という。）

（※3）の案内及び受付

ウ 多様な人材、移住者、未経験者の積極的な採用に対する意欲喚起

エ 職場環境づくり支援を目的とした京都府の補助金の案内及び活用への意欲喚起

オ インターンシップ実施の意欲喚起

カ 別に委託する「学生等支援業務（以下、「学生業務」という。）」「移住人材確保支援業務（以下、「UIJ業務」という。）」の事業の利用促進

キ 京都ジョブパーク等の支援メニューの案内及び企業状況調査

ク その他、京都府が指示する事項

（※2）企業が従業員に対して、子育てに優しい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践することにより、企業において妊娠・出産、子育てを理解して支援する風土の醸成や、子育てしやすい職場をつくり、更には子育てを社会全体で応援するという気運を醸成すること、また、これらの取組を通じ企業価値が高まることによって、多様な働き方の実現と人材の確保・定着を目指すことを目的として、京都府が推進しているもの。

（※3）「人材は、企業・社会の成長発展の源である」との認識の下、京都ジョブパーク理念を理解の上、京都ジョブパークの事業に協力していただくとともに、働き方改革を推進し、真に働きやすい職場環境改善等の実現を目指すことで、正規雇用等良好な雇用環境の構築及び職場定着の促進に積極的に取り組んでいただける企業の集合体

（3）企業と求職者のマッチング支援業務

ア ミニ企業説明会・個別企業説明会の開催

以下の企業説明会を開催すること。

なお、原則として、対面及びオンラインで時間を分けて開催することとし、

参加者が出展企業数以下の場合は、実施回数に含めないものとする。

また、多くの求職者が参加するように、京都ジョブパークの他事業において把握している求職者に積極的に案内するとともに、WEBサイトなどを通じ、広く周知すること。

加えて、当該企業説明会の開催後に、希望者に対して職場体験を実施することを要件とし、傷害保険の加入手続をするとともに、保険料を負担すること。

(7) 高齢者向けミニ企業説明会

下記(4)イの高齢者人材活用研修の受講企業等が出展する高齢者向けミニ企業説明会を6回開催することとし、各回3～5社程度の出展希望企業を確保すること。

(イ) 就職氷河期世代向けミニ企業説明会

別に委託する「スキルアップ支援業務」で開催する就職氷河期世代スキルアップ研修(以下「氷河期研修」という。)の受講者等を対象とし、当該人材を積極的に採用する意欲がある企業が出展するミニ企業説明会を4回以上開催することとし、各回5社～10社程度の出展希望企業を確保すること。

(ウ) その他のミニ企業説明会・個別企業説明会

上記(7)(イ)以外のミニ企業説明会(2社～10社程度)及び個別企業説明会(1社)を、概ね毎月2回程度(計28回以上、延べ出展企業50社以上)開催することとし、その出展希望企業を確保すること。

イ オンラインマッチングサイトの運営・利用促進

ジョブこねっと(※4)を活用したマッチングの促進を図るため、京都府と協議の上、以下の内容を実施すること。

- (ア) 上記(2)による求人票の登録促進及び掲載内容にかかる指導の実施
- (イ) 求職者の登録促進及びマッチング率向上のための企画立案・実施
- (ウ) サイトの利用促進のためのシステム等改修の提案・実施
- (エ) サイトでの特集記事の発信(月1回程度)
- (オ) サイトの保守管理費の負担

(※4) 京都ジョブパークが運営している、求職者と京都企業を対象とした無料のWEBマッチングサイト

ウ 京都ジョブパークナビサイトを活用した企業の魅力発信等の実施

京都府と協議の上、以下の内容を実施すること。

なお、当該サイトの利用促進等のため、必要に応じ、改修や利用者増加を図るための広報を提案し、当該費用を負担すること。

- (ア) JP ナビサイト (※5) の登録及び掲載内容の更新
- (イ) サイトの保守管理費の負担

(※5) 「京都ジョブナビ」 (<http://www5.city.kyoto.jp/kigyo/>)、「京都ものづくり企業ナビ」 (<http://www.monodukuri-kyoto.jp>) 及び「京都観光お仕事ナビ」 (<https://www.kyoto-kankojob.com/>)

エ インターンシップマッチングサイトの活用促進

上記(2)により、京都インターンシップナビ <https://www.kyoto-is.jp/> へのインターン募集企業の掲載を促進するとともに、掲載内容にかかる指導を行うこと。

(4) 企業向けセミナー開催業務及び受講企業への伴走支援

以下のとおり、セミナーを開催するとともに、受講企業の働きやすい職場環境づくりの支援を実施すること。

なお、状況に応じ、WEB 会議システムを活用し、オンライン上で開催すること。

ア 人材確保塾の開催及び受講企業の人材確保

人材確保支援を求める京都の中小企業に対して、雇用条件や就労環境の改善、自社の魅力の求職者へのアピール方法等の採用力の向上手法を学ぶ全 12 回の連続セミナーを開催することとし、30 社程度の参加希望企業を確保すること。

また、当該セミナーを受講した企業に対しては、テレワーク推進業務で配置する社会保険労務士、中小企業診断士などの専門的見地を踏まえ、個々の企業の課題解決に向けた伴走支援及び上記(3)アの個別・ミニ企業説明会を活用した求職者とのマッチングの場の提供などを実施することにより、原則、全ての企業で採用が成立するよう対応を行い、定着に至るまで一貫通貫の支援を実施すること。

(ア) カリキュラムについて

前期 6 回は新卒人材の確保、後期 6 回は多様な人材の活用をテーマとし、新卒等を採用するための工夫や、多様な人材活用に繋がる制度の導入、就労環境の改善、働き方改革関連法への対応、補助金等の支援制度の活用等といった、人材確保に繋がるカリキュラムを、事前に京都府に提案の上、承認を得ること。

(イ) 講師について

上記(ア)の内容に精通した専門家を招聘することとし、その人選については、事前に京都府に提案の上、承認を得ること。

(ウ) 資料代の徴収について

企業からは資料代として1社あたり9千円以上を徴収して、事業費に組み入れること。

イ 高齢者人材活用研修の開催

高齢者の採用を検討する企業を対象とした高齢者人材活用研修を3回実施することし、各回5～10社程度の参加企業を確保すること。

(5) 応援団の推進・管理

ア 応援団の登録手続き

京都ジョブパークにおける企業支援を継続して受けることを希望する企業に対し、京都ジョブパーク企業応援団への登録が必要となることを説明するとともに、応援団の主旨を理解いただき、登録を勧奨することとし、登録を拒否する企業を支援する必要がある場合は、別途、京都府と協議すること。

また、京都ジョブパークが求める協力内容について、協力の実施を前提とした上で、企業側に具体的な協力内容を確認するとともに、協力内容をリスト化して活用すること。

イ 登録企業管理業務について

他の京都ジョブパーク事業において開拓した京都ジョブパーク企業応援団への登録企業全てについて、JPシステム(※6)でデータ管理を行うこと。

また、他の事業において実施する企業向け支援の周知依頼があった場合は、京都府と協議の上、必要に応じ、参加企業の確保等に協力すること。

(※6) 京都ジョブパークを利用する求職者や企業の情報を管理するために、ジョブパーク内に設置するシステム及びシステムに付随するサーバーインフラ、ファイアウォール等のハードウェアやフロアスイッチ等のネットワークのこと。

(6) 他事業で開催する事業の出展企業の確保等

ア 大規模合同企業説明会等の出展企業の確保及び運営補佐

上記(2)により、「京都企業・求職者マッチング推進業務」(以下「マッチング業務」という。)で開催する以下の合同企業説明会の出展企業を確保(マッチング業務と連携し、それぞれ募集企業の概ね1/2以上の申込を確保)するとともに、運営及び求人掲載の補佐等を実施すること。

(ア) 京都ジョブ博(学生向け)

2023年新卒学生等の積極採用及び大学生等のインターンシップ受入れを希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する50社～100社規模の合同企業説明会

a オンライン実施 開催日(予定)

令和4年6月16日(木)

b 対面実施 会場・開催日(予定)

京都経済センター2階 令和4年6月18日(土)

(イ) 京都ジョブ博(一般求職者向け)

一般求職者の積極採用及びインターンシップ受入れを希望し、働きやすい職場づくりに取り組む京都企業が出展する50社~100社規模の合同企業説明会

a オンライン実施 開催日(予定)

令和4年10月13日(木)

b 対面実施 会場・開催日(予定)

京都経済センター2階 令和4年10月15日(土)

(ウ) KYOTO 業界研究・仕事体験フェスタ(2回)

大学生等のインターンシップ受入れを希望する京都企業が出展する50~100社規模の合同企業説明会

a オンライン実施 開催日(予定)

令和4年8月4日(木)及び11月24日(木)

b 対面実施 会場・開催日(予定)

京都経済センター2階 令和4年8月7日(日)及び11月27日(日)

(エ) 高齢者ジョブ博

高齢者(概ね55歳以上の方。以下同じ。)の積極採用を希望する京都企業が出展する15社~30社規模の合同企業説明会

a オンライン実施 開催日(予定)

令和4年12月15日(木)

b 対面実施 会場・開催日(予定)

京都経済センター2階 令和4年12月17日(土)

(オ) 留学生ジョブ博

留学生の積極採用及びインターンシップ受入れを希望する京都企業が出展する15社~30社規模の合同企業説明会

a オンライン実施 開催日(予定)

令和4年9月1日(木)

b 対面実施 会場・開催日(予定)

京都経済センター2階 令和4年9月4日(日)

(カ) 未内定者向け合同企業説明会

大学及び高校等の卒業年次生の未内定者や卒業後3年以内の若年求職者の積極採用を希望する京都企業が出展する15社~30社規模の合同企業説明会

a オンライン実施 開催日(予定)

令和5年2月2日(木)

b 対面実施 会場・開催日（予定）

京都経済センター2階 令和5年2月4日（土）

イ 学生業務及びUIJ業務の出展企業の確保に関すること

上記（2）により、学生業務及びUIJ業務で開催予定の以下の企業説明会等の出展企業を確保（マッチング業務と連携し、それぞれ募集企業の概ね1／2以上の申込を確保）するとともに、求人掲載の補佐等を実施すること。

(7) ミニインターン企業説明会・個別インターン企業説明会

概ね毎月3回程度、学生業務で開催予定の大学生等のインターンシップ受入を希望する京都府内企業によるミニインターン企業説明会及び個別インターン企業説明会（延べ出展企業90社以上）

(イ) 大学と連携開催する企業説明会

年間25回程度、学生業務及びUIJ業務で開催予定の大学等と連携した企業説明会（各3社～5社程度出展）

(ウ) 他府県での合同企業説明会

年間1回、UIJ業務で開催予定の他府県での合同企業説明会（3社～15社程度出展）

(イ) 産業学セミナー

年間30回程度開催予定の府内企業の経営者等の講師とした大学生向けセミナー（各1社程度参加）

(オ) 高校進路指導教員・保護者向け企業交流会・見学会

高等学校進路指導教員や保護者向けの有望な企業の選び方等を学ぶ連続セミナーの一環として実施する企業交流会・見学会（各1回、各1～3社程度参加）

(7) 支援企業に対する満足度調査（CS調査）及び雇用状況調査の実施

支援企業を対象としたCS調査を、年度内に2回以上（上半期・下半期各1回）実施し、集計した上で、総合受付へ提出すること。

また、上記CS調査と併せて、雇用状況調査を実施し、支援企業の人材確保数の把握を行うとともに、充足率の向上に努めること。

(8) その他付随業務及び留意事項

ア 企業支援を担当するコーナーの総括

京都ジョブパークで企業支援を担当する当センター、マッチング業務、「良質な正規雇用創出業務」、「多角体感型！コロナ離職者等再就職促進業務」、「京都障害者雇用企業サポートセンター及びはあとふるコーナー運營業務」、「北京都ジョブパーク運營業務（以下、「北JP業務」という。）」の企業支援業務部分の総括担当として、各受託事業者がそれぞれの業務を理解し、協

力して業務を行うことにより、全体として総合的かつ効率的に企業支援業務が実施できるように調整を行うこと。

なお、京都府北部地域（中丹広域振興局及び丹後広域振興局管内）の企業支援業務については、北 JP 業務を主体としつつ、連携を図りながら業務を実施すること。

イ 京都府が指定する求職者や企業への対応に関すること

大量離職企業従業員や災害等により京都に避難した者、京都府が別途指定する求職者に対する個別求人開拓、受入条件の折衝、求人票の作成、面接に向けた調整等、マッチングに関する企業向けの支援を、京都府の指示に従い、実施すること。

また、京都府内に新たに立地する企業の人材確保等の支援を、京都府の指示に従い、実施すること。

ウ 京都ジョブパークに関する広報業務に関すること

上記（１）～（７）の業務の実施にあたっては、企業や求職者に広く周知されるよう、京都府と協議の上、その広報を実施すること。

また、他の事業において実施する事業の広報協力依頼があった場合は、京都府と協議の上、必要に応じ、その広報を実施すること。

エ 会議への参画に関すること

現場責任者は、京都ジョブパーク事業の定例会議、京都ジョブパーク他コーナーとの調整会議及びその他京都府の指示する会議に参画するとともに、必要に応じ、会議に必要な資料を作成すること。

4 人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり人員を配置すること。

現場責任者は業務の主たる実施場所において当事業に専任従事し、不在となる場合には、常に京都府と連絡可能な体制及び業務の主たる実施場所における緊急時の速やかな指揮命令体制を整えること。

なお、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに人員体制を見直すこと。

また、京都テルサ内で従事する場合、概ね下表の人数の下限数が従事できる執務スペースを使用可能とする（使用料負担は求めない。）。

人員	人数	主な役割	必要な資格・経験等
(1)現場責任者	1名	・業務の総括、事業の企画立案、進捗管理 ・京都府及び他コーナーとの調整	・マネジメントや企画提案力が必要な業務の経験があるもの

(2) 企業訪問コンサルタント	概ね 5名 ～ 7名	<ul style="list-style-type: none"> ・就労環境改善と人材確保に意欲的な企業の開拓及びハンズオン支援 ・行動宣言の案内、意欲喚起及び作成指導 ・多様な働き手等を積極採用する京都府求人確保及びマッチング支援 ・京都府や関係機関等の各種支援メニューの案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の経験又は民間企業等において、営業実務の経験が概ね3年以上あるものを2名以上配置すること
(3) 事業推進員	概ね 6名 ～ 8名	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング事業や人材確保塾等の運営 ・各種ナビサイトなどの更新 ・その他本業務に係る事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITに関する知識に精通したものを1名以上配置すること ・広報力が必要な業務の経験があるものを1名以上配置すること

5 運営管理・実施報告等

(1) 目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の項目を管理すること。

ア 訪問企業数 (※7)

2,500 社

イ 人材確保数

1,000 人

ウ 京都ジョブパーク新規登録者数

400 人

エ ジョブこねっと紹介状発行件数

200 件

オ エのうち新規応援団登録した企業に係る紹介状の発行件数

50 件

カ 新規に行動宣言を行う事業所数

70 事業所

キ 京都ジョブパーク事業への申込企業数

420 事業所

ク ジョブこねっとの求人・京都インターンシップナビの新規募集件数

1,000 件

ケ 京都府補助金（職場環境づくり支援）申請件数 (※8)

8 件

(※7) 訪問及び来所にて、京都企業に対し、上記3 (2) を実施した延べ数をいう（企業への訪問が困難であると府が認める場合においては、通信機器による双方向かつ複数回の接触があったものも含む。）。

(※8) 職場環境づくり支援を目的とした京都府の補助金への申請企業の件数

(テレワーク環境の整備を除く。)

(2) 管理項目

上記目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

- ア ジョブこねっとのPV数(月平均)
78,000PV
- イ (1)クのうち多様な人材・未経験積極採用新規求人数
300件
- ウ (1)クのうち移住人材積極採用新規求人数
200件
- エ (1)クのうちインターンシップ新規募集件数
175件
- オ エのうち中長期インターンシップ新規募集件数 (※9)
40件
- カ 応援団新規登録企業数
150社
- キ 企業対象CS調査の平均点(10点満点)
8.5点
- ク 個別・ミニ出展企業数
50社
- ケ 新規に行動宣言を行う事業所のジョブパークでの全体数(※10)
200事業所

(※9) インターンシップナビで募集する5日間以上のプログラムをいう。

(※10) 別に委託する京都ジョブパーク事業の受付数を含む。

(3) 報告

上記(1)及び(2)については、京都府が定める様式の月報により京都府に報告を行い、京都府の評価・指示等を踏まえ、円滑な業務の推進に努めること。

また、本事業に係る支援内容等をJPシステムへ登録するとともに、必要に応じ、京都府に別途報告すること。

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に上記(1)及び(2)の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

上記(1)及び(2)の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題があ

る若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

6 個人情報の保護

京都ジョブパークの運營業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）及び京都ジョブパーク諸規程その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

7 委託対象経費

（1）委託業務に従事する者の人件費（四半期毎の前金払可とする。）

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

（2）委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

（3）一般管理費（委託対象経費の1割以内）

8 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

- （1）本業務の実施結果
- （2）本業務に要した経費内訳

9 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

10 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

11 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。

なお、上記4に記載する人員及び当該人員以外で任命する事業の総括責任者を京都ジョブパーク従事者として登録し、届け出るとともに、上記規定について、周知徹底を図ること。

- (2) 京都府と協議の上で実施内容を決定する事業の内、上記3(3)ア～ウ、(8)ウに係る業務については、17,327千円(税込)以上の事業費(当該委託事業者の人件費を除く。以下同じ。)で企画・実施することとし、事業費が17,327千円(税込)(事業収入が生じた場合は、その金額を加算した額とする。)の範囲内においては、京都府の求めに応じ、企画内容を変更すること。

- (3) 上記3の業務については、京都府と協議の上、再委託することができる。

- (4) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。